



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 11 月 6 日 (月 曜 日) 第 456 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

	頁
公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 1	1

## 公 告

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年11月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
日向市大字財光寺の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び宮崎県延岡土木事務所並びに日向市都市政策課、延岡市都市計画課及び門川町建設課
  - (2) 期間  
令和5年11月6日から令和5年11月20日まで